

三年以上、勤続者ニ一年ニ付一週間分
ヲ支給スルナラバ解決、為善慮スル旨述ハタルカ渡辺支配
人ハ之ヲ拒絶シ遂ニ両者意見、一致ヲ見スレテ午前八時四
十五分解去セリ尚同日午前九時組合本部員山縣ヨリ會社業
ハ労働者ノ立場ヲ考慮セサル不審ナル案ニレテ組合トレテ
ハ池野ニ承認シ難レト強調シタルニ渡辺支配人ハ考慮スル
旨約セリ

尚従業員側ニテリテ同日正午ヨリ午後一時迄工場ニ於テ幹
事會ヲ開催右會見顛末報告アリタル後種々協議、結果組合
トレテ交渉スルコトカ有利ニレテ今後ハ一切本部ニ一任ス
ルコトニ決定セリ

二 解決

尚此ノ間所轄西神田署ニテリテハ再三再四會社側渡辺支配人
ヲ同署ニ招致シ速カニ善慮方ヲ警告スルトコロアリタルカ大

月三十日午前十一時重ネテ會社側村上工場長正午組合側徳永
正報ヲ各別ニ同署ニ招致シ更ニ圓滿解決方ヲ警告スルト共ニ
同日午後一時ヨリ工場接室ニ於テ

會社側 工場長 村上米吉
従業員側 組合本部員 山縣茂
従業員 中村 春吉
鈴木 暖五郎

、労資代表會見種々接衝、結果左記條件ヲ以テ圓滿解決セリ
(寛書ヲ交換セズ)

記

- 一 二年来満ノ勤続者ニ對シテハ勤続年當ニ週間分
- 一 二年以上、勤続者ニ對シテハ一年ニ付々勤続年當一週間分
- 一 一年未満ノ勤続者ハ四捨五入トスルコト

右及申(通)報候也